省　令

○厚生労働省令第二十四号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の二十二第一項の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項の表に次のように加える。

経皮吸収型製剤	十枚

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第三号

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三条第一項及び第十六条並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条第一項の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

環境大臣　松本　龍

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。」を「は、法第二条第一項若しくは第二項の排出基準又は法第五条の二第一項若しくは第二項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　前項各号の測定（第一号及び第四号の常時の測定を除く。）の結果は、様式第七によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第百七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、様式第七によるばい煙等測定記録表の記録に代えることができる。

二　前項第一号及び第四号の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

別表第一備考二中「規格K二五四一」を「規格K二五四一―一から二五四一―七まで」に、「規格Z八七六二―一から八七六二―四まで」に改める。

様式第七を次のように改める。

様式第7（第15条関係）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

		測定単位	測定年月日及び時刻（開始時間～終了時間）	測定方法	平均	最大	備考
ばい煙							
硫黄酸化物	排出ガス量	（Nm^3／h）					
	硫黄酸化物の濃度	（ppm）					
	硫黄酸化物の量	（Nm^3／h）					
ばいじん	Cs	（g／Nm^3）					
	C	（g／Nm^3）					
	酸素濃度	（%）					
カドミウム及びその化合物		（mg／Nm^3）					
塩素		（mg／Nm^3）					
塩化水素	Cs	（mg／Nm^3）					
	C	（mg／Nm^3）					
	酸素濃度	（%）					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		（mg／Nm^3）					
鉛及びその化合物		（mg／Nm^3）					
窒素酸化物	Cs	（容量比ppm）					
	C	（容量比ppm）					
	酸素濃度	（%）					

備考

1　硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。

2　硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。

3　ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。

4　ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

5　規格K2301、規格K2541－1から2541－7まで若しくは規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。